

野田市告示第41号

野田市公契約条例に規定する賃金等の最低額の告示

野田市公契約条例（平成21年野田市条例第25号）第6条第1項第1号の規定による賃金等の令和8年度の最低額は、別表のとおりとする。

令和8年3月24日

野田市長 鈴木 有

別表 野田市公契約条例の規定による賃金等の令和8年度の最低額

1 公共工事設計労務単価に定められる職種

単位：円

職 種	最低額	職 種	最低額
1 特殊作業員	3,188	27 普通船員	3,475
2 普通作業員	2,710	28 潜水士	5,430
3 軽作業員	1,902	29 潜水連絡員	4,059
4 造園工	2,933	30 潜水送気員	3,847
5 法面工	3,369	31 山林砂防工	3,443
6 とび工	3,560	32 軌道工	6,545
7 石工	3,528	33 型わく工	3,379
8 ブロック工	3,432	34 大工	3,241
9 電工	3,337	35 左官	3,549
10 鉄筋工	3,655	36 配管工	3,124
11 鉄骨工	3,071	37 はつり工	3,315
12 塗装工	3,687	38 防水工	3,921
13 溶接工	3,804	39 板金工	3,804
14 特殊運転手	3,273	40 タイル工	2,944
15 一般運転手	2,890	41 サッシ工	3,528
16 潜かん工	3,953	42 屋根ふき工	3,719
17 潜かん世話役	4,718	43 内装工	3,624
18 さく岩工	4,431	44 ガラス工	3,549
19 トンネル特殊工	4,123	45 建具工	3,209
20 トンネル作業員	3,411	46 ダクト工	3,156
21 トンネル世話役	4,569	47 保温工	3,039
22 橋りょう特殊工	3,921	48 建築ブロック工	3,167
23 橋りょう塗装工	3,879	49 設備機械工	2,975
24 橋りょう世話役	4,410	50 交通誘導員A	2,094
25 土木一般世話役	3,549	51 交通誘導員B	1,924
26 高級船員	4,208		

2 その他の職種

単位：円

職 種	最低額	職 種	最低額
52 電気通信技術者	4,304	57 船団長	4,208
53 電気通信技術員	2,890	58 潜水世話役	5,430
54 製作工（橋梁）	3,475	59 機械設備製作工	3,475
55 機械工	3,804	60 機械設備据付工	3,358
56 助手	2,710		

上記の最低額は、野田市公契約条例の規定による賃金等の最低額で1時間当たりの単価とする。